

令和 7 年度愛媛県農泊魅力推進事業 企画提案募集要領

1 目 的

この要領は、令和 7 年度愛媛県農泊魅力推進事業の委託業者選定に当たり、企画提案募集の方法及び選定方法について必要な事項を定める。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「5 企画提案の参加申込資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

3 委託業務の概要

（1）業務名

令和 7 年度愛媛県農泊魅力推進事業

（2）委託期間

契約日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

（3）業務内容

別添「令和 7 年度愛媛県農泊魅力推進事業委託業務仕様書」のとおり。

（4）委託料上限額

2,500 千円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

4 申し込み・問い合わせ先

愛媛県農林水産部農政企画局農政課 6 次産業化推進グループ 福井・西岡
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2（愛媛県庁第一別館 8 階）
電話番号 089-912-2514 F A X 番号 089-946-4584
メールアドレス nousei@pref.ehime.lg.jp

5 企画提案の参加申込資格

当該業務の実施に必要な能力を有し、次に挙げる全ての要件を満たしていること。

- （1）愛媛県内に事業所を有すること。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （3）企画提案募集の開始の日から審査結果を通知する日までの間に、愛媛県から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- （4）会社更生法に基づく更生手続きの開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者並びに宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (6) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応でき、かつ、緊急の打ち合わせ等が必要な場合にも迅速な対応ができること。

6 企画提案について

(1) 参加申込

企画提案に参加を希望する者は、次により「参加申込書（様式1）」を提出すること。

① 提出期限 令和7年5月30日（金） 17時15分（必着）

② 提出方法 メール又はFAX

※送付後、到着を確認するため、提出先に電話すること。

③ 提出先 「4 申し込み・問い合わせ先」のとおり

(2) 質問及び回答

企画提案に係る質問がある場合は、次により「質問書（様式2）」を提出すること。なお、回答は参加申込者全員に行う。

① 提出期限 令和7年5月30日（金） 17時15分（必着）

② 提出方法 メール又はFAX

※送付後、到着を確認するため、提出先に電話すること。

③ 提出先 「4 申し込み・問い合わせ先」のとおり

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の構成（様式自由）

ア 表紙

宛名「愛媛県知事」、タイトル「令和7年度愛媛県農泊魅力推進事業企画提案書」、提出年月日、法人・団体名（正本のみ押印）を記載すること。

イ 企画提案内容

別添「令和7年度愛媛県農泊魅力推進事業委託業務仕様書」に基づき作成すること。

ウ 法人・団体の概要

法人・団体の名称、代表者、住所、資本金、設立年月日、従業員数、事業内容等を記載すること。

エ 業務実績

過去に地方自治体等から受託し実施した類似事業等に関する実績を記載すること。

オ 見積書

イの企画提案内容を実施するために必要な経費を詳細かつ具体的に記載すること。消費税及び地方消費税は10%とする。

② 規格 日本産業規格A4

③ 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

④ 提出期限 令和7年6月16日（月） 17時15分（必着）

⑤ 提出方法 郵送又は持参

※持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時30

分から 17 時 15 分までとする。

⑥ 提出先 「4 申し込み・問い合わせ先」のとおり

⑦ 留意事項

ア 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

イ 企画提案書の再提出は、上記④の提出期限内に限り認める。

なお、企画提案書の部分的な差し替えは認めない。

ウ 企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式 3）を提出するものとする。

なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも辞退届（様式 3）を提出するものとする。また、辞退届の提出があった場合にも、提出された書類は返却しない。

エ 本企画提案に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。

オ 参加申込した場合において、提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

カ 企画提案書は、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

7 選定方法

（1）提出された企画提案書については、別途設置する選定委員会において、別添「評価基準」に基づき書面審査を行い、提案内容や提案価格（見積価格）等の評価点数の合計点が満点の 6 割以上である企画提案者の中から、最も点数が高かった者を最優秀提案者として決定する。

なお、5 者以上から提案があった場合は、一次選考として書類選考を行ったうえで、プレゼンテーションによる二次選考を行う場合がある。

（2）選定委員会での合計点が同点の場合は、次の要領で最優秀提案者を選定する。

① A（優れている）の数が多い者。

② A（優れている）の数が同数の場合は、B（やや優れている）の数が多い者。

③ B（やや優れている）の数も同数の場合は、C（普通）の数が多い者。

④ C（普通）の数も同数の場合は、選定委員会委員長による代理くじ引きにより選定。

（3）次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

① 見積額が、委託料上限額を超えるとき。

② 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

③ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

（4）その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて選定委員会で定める。

8 審査結果

審査結果は、企画提案書を提出したすべての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果はお知らせしない。

9 契約方法

（1）委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするもの

ではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議を行ったうえで、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

- (2) 契約保証金として、愛媛県会計規則第 152 条の規定により契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 別添「令和 7 年度愛媛県農泊魅力推進事業委託業務仕様書」は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、締結する契約書に添付される仕様書は、最優秀提案者の企画提案書に基づく県と提案者との協議により、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行ったうえで、契約を締結する。

10 スケジュール

- ① 募集開始 令和 7 年 5 月 15 日（木）
- ② 参加申込 令和 7 年 5 月 15 日（木）から 5 月 30 日（金）17 時 15 分まで
- ③ 質問受付 令和 7 年 5 月 15 日（木）から 5 月 30 日（金）17 時 15 分まで
- ④ 企画提案 令和 7 年 5 月 15 日（木）から 6 月 16 日（月）17 時 15 分まで
- ⑤ 企画審査 令和 7 年 6 月 中旬（予定）
- ⑥ 契約締結 令和 7 年 7 月 月上旬（予定）
- ⑦ 事業実施 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）までの間

11 公正な企画提案の確保

- (1) 企画提案の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案の参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び企画提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案の参加者は、最優秀提案者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案の参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びに選定に係る問い合わせ等の対応に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 本要領に定められた事項に違反した場合や不正な行為が行われた場合は、失格とする。
- (3) 企画提案書に特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用

に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。

- (4) 提出された書類は、返却しない。また、選定作業のため、必要最小限の範囲で複写することがある。
- (5) ホームページ「えひめグリーン・ツーリズムナビ」の Google アナリティクスについて、参加申込書を提出した者に対しては、参加申込書の提出日から、最長で令和7年6月16日（月）17時15分（企画提案書提出期限）までの期限付きで参加事業者の Google アカウントをユーザー登録し、ホームページの閲覧状況を共有することを可能とする。なお、ユーザー登録を希望する場合は、「登録を希望する Google アカウントの Gmail アドレス」と「登録を希望する期間」を「4 申し込み・問い合わせ先」まで連絡することとする。
- (6) 契約書の作成
 - ① 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
 - ② 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までにメール(nousei@pref.ehime.lg.jp)にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
 - ③ 競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
 - ④ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - ⑤ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。